

団体認証について

<団体申請の要件>

- 団体共通の内部規程、格付規程による管理が行われている生産者組織・団体、地域の生産者部会等有機 JAS 認証を取得する場合は該当します。
- 2 軒以上の農場で組織を構成していること、格付・出荷を行なう集出荷施設などで、集約して有機農産物の出荷を行なうことを基本としています。
- 書類・記録の取りまとめ、生産行程の検査を格付出荷の管理を行なう、団体事務局が申請を行なうことが必要です。
- 団体として有機 JAS マークを付けて出荷する品目を特定して、有機 JAS 認証を取得します。認証を取得した団体は、認証証に記載される品目にのみ有機 JAS マークを付けて出荷することができます。
- 団体認証を取得すると、団体共通のパッケージ、ブランド名などでの格付出荷を行なうことが出来ます。
- 団体の名義で出荷する有機農産物については、団体事務局が品目と数量を把握できるように、組織の体制が整備されていることが基本となります。

<サンプリングによるほ場の確認（有機農産物と有機飼料に限る）>

- 団体認証を取得した場合、以下の条件を満たす組織については、サンプリングを利用したほ場確認ができるものとする。
 - ・団体事務局が全てのほ場に対し、年一回以上の内部監査を実施していること。
 - ・内部監査では、ほ場の有機的管理の状況、保管施設における農産物や肥料等の区分管理の状況、収穫された農産物の保管・調整などの管理、出荷の管理状況等が、規格を満たしていることを確認すること。
 - ・内部監査では、ほ場の管理者が行っている管理の状況について、「内部規程」「格付規程」に基づく管理が実施されていることが、ほ場の管理者が作成した記録から確認できること。
 - ・内部監査は、有機 JAS 指定講習会を受講修了した者が実施していること。
 - ・内部監査を行う者は、自分自身が管理しているほ場の内部監査は行わず、別の適切な者から監査を受けていること。
 - ・内部監査において、不適合が発見された場合には、原因究明、即時是正措置、再発防止策を適切に行い、行った対応を記録しておくこと。
 - ・内部監査の実施方法について、規程に具体的に定めていること。
- サンプリングするほ場の数は、少なくとも 10 又は総ほ場枚数の平方根の多い方の数以上とし、団体の持つリスクに応じて決定する。
- サンプリングで選択されたほ場と、そのほ場に関連する施設について、検査員を派遣して実地検査を行う。
- 検査により、内部監査が十分に実施されていないことが判明した場合には、団体事務局に対する不適合として指摘するとともに、圃場の全数検査を実施する。